

【初めての民法入門】（月曜日 5 時限）

星野 豊

講義のねらい

人と人が問題を生じさせた際に、法律がどのような解決を規定しているのか、また、そのような法律の規定が、社会常識としての解決の方向性と合致しているのか、様々な方向から考えてみる。現在では、何が「正しい」のかが完全にわからなくなっており、既存の知識がどこまで役に立つのかも判然としない。だからこそ、専門分野としての法律学を学ぶ意味が問われるわけであり、柔軟な姿勢で授業に臨むことを勧める。

講義の内容・授業スケジュール

概ね第 1 回から第 3 回までは、既存の法体系についての概括的な知識を概説し、現行法体系の基本構造とその特徴、問題点について検討する。第 4 回以降については、受講者と協議の上で個別に課題を設定し、法規定の現状と問題について検討する。

取り上げる課題は、受講者の希望や興味の方向性によって異なるものとなるため、その場において自己の希望を積極的に述べられたい。なお、課題によっては、調査に時間がかかることもありうるので、時間に余裕を持って申し出ていただければありがたい。

事前の予習は特に必要でないが、常識的な感覚と法律の規定との異同について十分考えてもらうために、随時指名して受講者の個人的意見を求めることがありうる。専門家を目指す以上、「わからない」問題についてこそ、直観的に回答を出せなければ、依頼者からの信頼は得られず、従って業務も適切に遂行できないこととなるため、「正解」を求めすぎないことに注意されたい。仮に、現行法の規定と自分の直観が異なっていた場合には、なぜそのようなずれが生じているのか、本当に現行法の規定は妥当なのかについて、改めて考えてみる良い機会だと考えるべきである。

授業の進行については、原則として対面とオンラインとを併用するが、事情によりオンラインのみとする場合がある（突発的な事故でない限り、前回までに予告する）。

教科書等

特に指定しない。必要に応じて各回のテーマごとに資料を配信したり、インターネット上で資料を検索することを指示したりするかもしれない。

六法は、携帯していれば便利だが、ウェブ上の条文サイトを使いこなすことができれば、むしろ将来はその方が役に立つ。